［略］

正帽

［略］	［略］
製式	別表第三㈠の正帽（三等海曹以上）と同じとする。ただし、三等海佐以下の自衛官にあつては、前ひさし表面の前縁にそつて金合成樹脂製の桜花桜葉模様をつけ、周章は、黒色の市松織とする。三等海佐以下の自衛官の前ひさしの形状は、図のとおりとする。

［略］

女性第二種正帽

［略］	［略］
製式	別表第三㈠イの女性正帽と同じとする。ただし、三等海佐以下の自衛官にあつては、周章の上部にしま織金線をつけ、周章の前面に金色合成樹脂製の桜花桜葉模様をつける。三等海佐以下の自衛官の周章の形状は、図のとおりとする。

［略］

帽章

［略］	［略］
海曹長以下	別表第三㈠イの正帽の帽章（海曹長から三等海曹まで）と同じとする。ただし、桜葉は金色合成樹脂製のものとし、桜つぼみは銀色合成樹脂製のものとする。

女性帽章

［略］	［略］
海曹長以下	別表第三㈠イの正帽の女性帽章と同じとする。ただし、桜葉は金色合成樹脂製のものとし、桜つぼみは銀色合成樹脂製のものとする。

階級章

［略］	［略］
海曹長から三等海曹まで	別表第三㈠イの階級章甲及び丙と同じとする。ただし、階級章丙のＶ字形線及び弧状線はしま織金線とし、いかり及び桜花は金色合成樹脂製のものとする。
海士長以下	別表第三㈠イの階級章甲及び丙と同じとする。ただし、階級章のＶ字形線はしま織金線とし、桜花は金色合成樹脂製のものとする。

［略］

図

［略］

［同上］

正帽

［同上］	［同上］
製式	別表第三㈠の正帽（三等海曹以上）と同じとする。ただし、三等海佐以下の自衛官にあつては、前ひさし表面の前縁にそつて金モール製の桜花桜葉模様をつけ、周章は、黒色の市松織とする。三等海佐以下の自衛官の前ひさしの形状は、図のとおりとする。

［同上］

女性第二種正帽

［同上］	［同上］
製式	別表第三㈠イの女性正帽と同じとする。ただし、三等海佐以下の自衛官にあつては、周章の上部にしま織金線をつけ、周章の前面に金モール製の桜花桜葉模様をつける。三等海佐以下の自衛官の周章の形状は、図のとおりとする。

［同上］

帽章

［同上］	［同上］
海曹長以下	別表第三㈠イの正帽の帽章（海曹長から三等海曹まで）と同じとする。ただし、桜葉は金モール製のものとし、桜つぼみは銀モール製のものとする。

女性帽章

［同上］	［同上］
海曹長以下	別表第三㈠イの正帽の女性帽章と同じとする。ただし、桜葉は金モール製のものとし、桜つぼみは銀モール製のものとする。

階級章

［同上］	［同上］
海曹長から三等海曹まで	別表第三㈠イの階級章甲及び丙と同じとする。ただし、階級章丙のＶ字形線及び弧状線はしま織金線とし、いかり及び桜花は金モール製のものとする。
海士長以下	別表第三㈠イの階級章甲及び丙と同じとする。ただし、階級章のＶ字形線はしま織金線とし、桜花は金モール製のものとする。

［同上］

図

［同上］